

令和2年2月28日
消費者庁食品表示企画課

食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部改正案
に関する意見募集の結果の公示について

消費者庁では、「食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部改正案」を公表し、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。

提出された御意見について、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

1. 意見募集期間：令和元年12月19日～令和2年1月17日
2. 意見提出方法：電子メール又は郵送
3. 寄せられた意見総数：16件（このほか、今回の意見募集とは直接関係しない御意見1件）

詳細は、以下のURLを御参照ください。

<https://search.e->

[gov.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080052&Mode=3](https://search.e-gov.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080052&Mode=3)

（担当）消費者庁食品表示企画課

TEL：03-3507-9222（直通）

FAX：03-3507-9292

担当：黒坂、高橋、東